

記者発表（資料配布）				
月／日 （曜日）	担当課・係名	直通 （内線）	発表者 （担当班長）	その他の発表先
7／26 （水）	選挙管理委員会	078-362-3095 （2499）	細川書記長 （小玉選挙班長）	中播磨県民センター・ 市川町選挙管理委員会

市川町役場での電子投票の模擬投票（体験会）の実施について

市川町長選挙及び市川町議会議員選挙（投開票日：8月6日（日））の期日前投票期間である8月2日（水）に、市川町役場において、（株）ワコムによる、同選挙の選挙人を対象とした電子投票の模擬投票（体験会）が実施されますのでお知らせします。

記

1 模擬投票（体験会）の概要

市川町長選挙及び市川町議会議員選挙の期日前投票を終えた選挙人に対し、液晶ペンタブレットを利用した電子投票の模擬投票（※）を実施

※架空の候補者を設定し、（株）ワコムが開発した液晶ペンタブレットを用いて候補者名の入力、システム上での投票行為など、電子投票を行う場合の一連の流れを体験

【参考】令和3年7月に北海道岩見沢市で実施された模擬投票の様子



（株）ワコム提供

2 実施日、実施場所

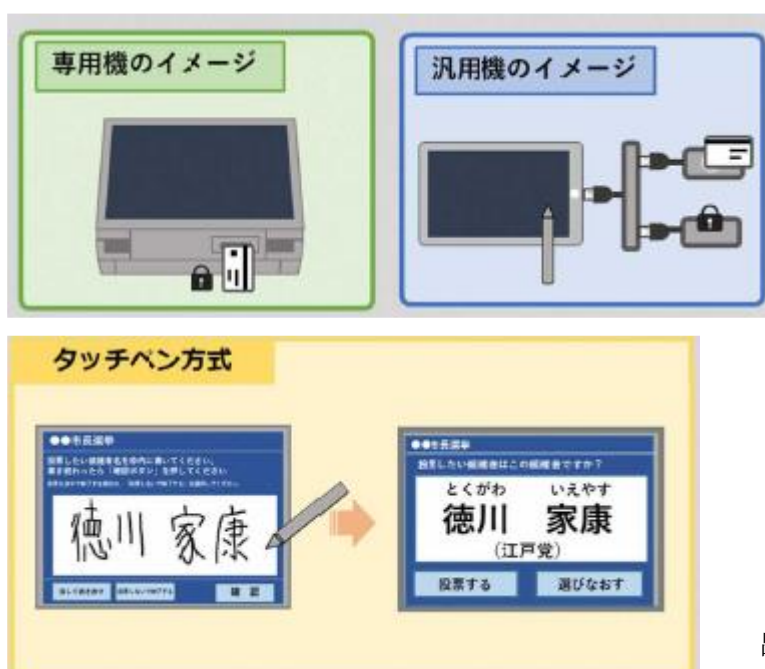
令和5年8月2日（水）12時～15時頃

市川町役場（神崎郡市川町西川辺 165-3）1階 期日前投票所の出口付近

※取材を希望される場合は、事前に兵庫県選挙管理委員会または市川町選挙管理委員会（TEL：0790-26-1010）までご連絡をお願いします。

3 電子投票について

- (1) 電子投票は、平成14年2月に特例法が施行され、条例を定めることにより、地方選挙に限って、導入が可能
- (2) 電子投票のメリット
 - ① 選挙結果の判明が迅速かつ正確
 - ② 有権者の意思を正確に反映（疑問票・無効票の解消）
 - ③ 自署が困難な有権者も容易に投票が可能
- (3) 過去、10団体・25回の地方選挙で実施（平成28年の青森県六戸町の町議補選が最後）
- (4) 電子投票システムの技術的条件等について、タブレット端末等の汎用機の活用を念頭に、国において見直しを実施（令和2年）



出典：総務省資料